## 「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-造船・舶用工業分野の基準について-」の一部改正について

令和3年2月19日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-造船・舶用工業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

## 赤字が修正部分

				が 子が 修正 ゆり
通し番号	該当ページ(改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P6-7	第1 特定技能外国	3 特定産業分野において求められる人材の基準に	3 特定産業分野において求められる人材の基準に
		人が従事する業務	関する事項	関する事項
		【関係規定】	造船・舶用工業分野において特定技能の在留資格で受	造船・舶用工業分野において特定技能の在留資格で受
		分野別運用方針(抜	け入れる外国人は,以下に定める試験に合格した者	け入れる外国人は,以下に定める試験に合格した者
		粋)	(2号特定技能外国人については,実務経験の要件も	(2号特定技能外国人については,実務経験の要件も
			満たす者)とする。	満たす者)とする。
			また,特定技能1号の在留資格については,造船・舶	また,特定技能1号の在留資格については,造船・舶
			用工業分野に関する第2号技能実習を修了した者は,	用工業分野に関する第2号技能実習を修了した者は,
			必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしている	必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしている
			ものとして取り扱う。	ものとして取り扱う。
			(1)1号特定技能外国人	(1) 1号特定技能外国人
			ア 技能水準(試験区分)	アー技能水準(試験区分)
			別表a.試験区分(3(1)関係)の欄に掲げる試験	別表 a. 試験区分(3(1)関係)の欄に掲げる試験
			イ 日本語能力水準	イ 日本語能力水準

			「日本語 <mark>能力判定</mark> テスト( <mark>仮称)</mark> 」又は「日本語能力	「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力
			試験(N4以上)」	試験(N4以上)」
			(2)2号特定技能外国人	(2)2号特定技能外国人
			技能水準(試験区分及び実務経験)	技能水準(試験区分及び実務経験)
			ア 試験区分	ア 試験区分
			「造船・舶用工業分野特定技能2号試験(仮称)(溶	「造船・舶用工業分野特定技能2号試験(溶接)」
			接)」	
			イ 実務経験	イ 実務経験
			複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者としての	複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者としての
			実務経験を要件とする。	実務経験を要件とする。
2	P9	第2 特定技能外国	○ 造船·舶用工業分野特定技能2号試験( <u>仮称</u> )(溶	○ 造船・舶用工業分野特定技能2号試験(溶接)の
		人が有すべき技能水	接)の合格証明書の写し	合格証明書の写し
		準		
		【確認対象の書類】		
		<特定技能2号の場		
		合>		
		○1つ目		

3	別表												
							別表(造船・舶用工業)						別表(近年
		共通(特定技能1号-2号)		特定技能1号			特定技能2号	共通(特定技能1号-2号)		特定技能1号			特定技能
		特定技能外面人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本話能力水準及び評価方法等	試験免除等と	なる技能実習2号	技能水準及び評価方法等	特定技能外国人が従事する業務区	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等とな	なる技能実習2号 作業	技能水準及び記
		【特定技能1号】 洛接(手溶接, 半自動溶接)	造船・新用工業分野 特定技能1号 <mark>产品</mark> 試験( <del>資料)</del> (溶技)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	1018	手油技		【特定技能   特】 溶液(于溶液。中自動溶接)	遊館·照用工業分野 特定技能1号試験 (游號)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	海接	手/指接 半自動海接	
		【特定技能2号】 游技(手游技,手自動游技)					進船- 舶用工業分類 特定技能2号 <mark>評無試験 (溶接)</mark>	【粉定性鄉2号】 溶核(手游像, 中自動溶核)					选船-舶用口 特定技能2 (溶核
		【物定技能1号】 常禁(全概坐装作業、填露塗装作業)	造船·舱用工業分野 特定技能1号 <mark>等级</mark> 双额( <del>信仰)</del> (查表)	国際交流基本日本語基礎テスト	並以	全国建筑		【特定技能1号】 学歷(全國学歷年度, 噴霧坐房作業)	造船 舱用工業分野 特定技能1号試験 (塗装)	国際交流基金日本語基礎テスト	幸災	±#22	
		发表\五块工机下来, 特殊工机下来/	技能検定3級 (塗装)	日本語能力試験(N4以上)		明報並終		# 200 1.50 Project (1779) 194 (85 4) (00 1779)	技能模定3級 (塗装)	日本語能力試験(N4以上)		噴霧塗装	
		【特定技能1号】 銀工(構造物鉄工作業)	造船:舱用工業分野 特定技能1号評量試験( <b>企称</b> ) (数工)	用限交流基金日本語基礎するト	M.I	構造物数工		【特定技能   号】 放工(構造物成工作度)	造船: 舶用工業分野 特定技能1号試験 (鉄工)	国際交流基金日本語基礎テスト	N.I.	構造物鉄工	_
		Brisk STRAM TO Brisk I Policy	技能檢定3級 (数工)	日本語能力試験(N4以上)	35.00			Music S 189-84 (60 Minute 1 F 24-2)	技能被定3級 (鉱工)	日本語能力試験(N4以上)	-56.00		_
		【特定技能1号】 仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ 作業、機械能宜仕上げ作業)	造船: 船州工業分割 特定技能1号字面試験(優勢) (仕上げ)	国際交流基金日本店基礎テスト	性上げ	治工具仕上げ 会型仕上げ		【特定技能1号】 住上付(治工具位上)付作業。金型任上 作業、技術組立住上付作業)	造船: 絕用工業分野 特定技術1 等試驗 (仕上げ)	国際交流基金日本語基礎テスト	性上げ	治工具仕上げ 会型仕上げ	
			技能検定3級 (仕上げ) 遊船・舶用工業分野 特定技能1号評価対象( <del>集件)</del> (機械加工)	日本語能力試験(N4以上) 国際交流基金日本語基礎テスト		機械組立任上げ 音通吹音			検解構工 3版 (仕上げ) 遊館・船用工業分野	日本語能力試験(N4以上) 国際交流基金日本語基礎テスト		機械額立仕上げ 音通改辞	
		(特定技能1号) 機能加工(普通施盤を芝、改練制御施盤 作業、フライス酸作業、マシニングセンタを 変)	(機能加工) 注载検定3級 (機能加工)	日本活頓力試験(N4以上)	MMICI	カーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカー		【特定技能1号】 機能加工(普通電磁作業、数値影響器 作業、フライス整件業、マシニングセンタ 素)	特定状形1号試験 (機能加工) (機能加工) (機能加工)	国際文式基本日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	機械加工	フライス盤 数値制御装盤	
			(383874 4.7			マシニングセンタ			(機械加工)	Property Systems (August 1)		マジニングセンタ	_
		共通(特定技能1号-2号)		特定技能1号	が数を設定し	なる技能実習2号	特定技能2号	共通(特定技能1号-2号)		特定技能1号	試験免除等とな	2名技能実置2号	特定社
		特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	RM	作業	技能水準及び評価方法等	特定技能外国人が従事する業務区	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	取権	作業	技能水準及び
		【特定性的1号】 電気機動性工作(細転電気能立て作業、 変圧機関工作業、起電機・制砂鐵能立 で有影、開閉制機機能立て作影、回転 電気電線操作機能	造船-船用工業分野 特定技能1号 <del>F-製</del> 鉄 <del>(長年)</del> 〈電気機器組立て〉	国際文流基金日本語基礎テスト	塩気破器組立て	同転電機能立て 変圧器機能立て 配電器 制御保証立て		【特定技能》2·6】 电放映路机立て(旧秘密总组立て作品 是任務机工で年期, 还完成, 特別整整 工作品, 预测路器表质机工工作品, 由 电影及影影性作用。	造館・知用工業分野 特定技能1号試験 (電気機器組立て)	国際交流基金日本語基礎テスト	意気機器組立て	東田郡根和立て 配電報 制制を紹介で	/
		C作業。開閉別與發見極正C作業。因此 電気差線裝作作業)	技能検定3級 〈難気機器組立て〉	SERVICE OF THE SERVICE SERVICE				電気登録変作作業)					
				日本摂能力試験(N4以上)		開閉射数器具組立 で 田転電機巻線製作			(電気機器組立て)	日本搭載力試験(N4以上)		開閉射容器具組立 て 四批電板登線製作	
		(注)様了した技能実習2号の職種・作 免除されます。	:業の種類にかかわらず、技能実質	日本語能力試験(N4以上) 図2号を良好に修了した者は、国際交流基金	日本語基礎テスト	開閉射数器具組立 で 田転電機巻線製作	N4以上)のいずれの試験も		(電気機器組立て)	日本語能力試験(N4以上) 夏2号を良好に修了した者は、国際交流基金	日本語基礎テスト)	四批電板卷線製作	(N41)(L)(DU)
		(注)様子した技能実習2号の職種・作 免除されます。	=業の種類にかかわらず、技能実1	Warrant Lands Comment Comment	と日本語基礎テスト	開閉射数器具組立 で 田転電機巻線製作	V4以上)のいずれの接続も		(電気機器組立て)	PROTECTION OF THE PROTECTION O	日本語基礎テスト)	四批電板卷線製作	(N413LE) 00 LV
		(生) 格子Lた技能実習2号の職種・ff 免除されます。	*業の種類にかかわらず、技能実	Warrant Lands Comment Comment	日本語基礎テスト	開閉射数器具組立 で 田転電機巻線製作	14以上)のいずれの試験も		(電気機器組立て)	PROTECTION OF THE PROTECTION O	日本語基礎テスト』	四批電板卷線製作	(N4ELE) OCCO
		(注)等了4点技能实验2号の機構-有 免除されます。	:業の模様にかかわらず、技能実1	Warrant Lands Comment Comment	日本語基礎テスト	開閉射数器具組立 で 田転電機巻線製作	14以上)のいずれの試験も		(電気機器組立て)	PROTECTION OF THE PROTECTION O	日本語基礎テスト	四批電板卷線製作	(N4BE) ouv
		(注)等了L允技能演習2号の機種·6 免除されます。	中葉の種類にかかわらず、技能実に	Warrant Lands Comment Comment	日本語基礎テスト	開閉射数器具組立 で 田転電機巻線製作	145上)のいずれの回転も		(電気機器組立て)	PROTECTION OF THE PROTECTION O	日本語基礎テスト』	四批電板卷線製作	1(M4E/E) DU. 14
		(注)等74元技能実設2号の職種・f 免除されます。	中裏の種類にかかわらず、技能実	Warrant Lands Comment Comment	と日本語基礎テスト	開閉射数器具組立 で 田転電機巻線製作	NULL)OLYTRORMS		(電気機器組立て)	PROTECTION OF THE PROTECTION O	日本語基礎テスト	四批電板卷線製作	((N4 III E.) (DU) 4
		(生)様子Uた技能実習2号の職種・f 危険されます。	英の権威にかかわらず、技能実	Warrant Lands Comment Comment	日本語基礎テスト	開閉射数器具組立 で 田転電機巻線製作	MULTONFROM機能		(電気機器組立て)	PROTECTION OF THE PROTECTION O	日本語基礎テスト	四批電板卷線製作	(044%F):001.4
		(生)様子した技能実際2号の職種・f 無限されます。	裏の権態にかかわらず、技能実		t 日本語基礎テスト	開閉射数器具組立 で 田転電機巻線製作	14以上)のいずれの政策も		(電気機器組立て)		日本語基礎テスト	四批電板卷線製作	(N4.R.E) 50.11
		(注)每74元技能要混2号の職種·子 危險占私家家。	英の種類にかかわらず、技能実	Warrant Lands Comment Comment	日本語基礎テスト	開閉射数器具組立 で 田転電機巻線製作	NUL)OLYTRORMS		(電気機器組立て)	PROTECTION OF THE PROTECTION O	日本語基礎テスト)	四批電板卷線製作	((((44以上)のい)

4	分野	1枚目		
'				分野参考糕式第7-1号(特定技能所属機関)
	参考様式		分野参考様式第7-1号(特定技能所属機関)	造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する蟹約書
	第7-1号		造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書	
	m/ 1/5		出入国在留管理庁長官 敠	出入国在留管理庁長官 駿
			特定技能所属機関         任	特定技能所属機関 氏名又は名称 住 所 特定技能外 国 人 氏 名 性 別 国 籍・地域 生 年 月 日
			記 造船・舶用工業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり,以下の事項について誓約 します。	記 適船・舶用工業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり,以下の事項について誓約 します。
			【誓約本項】	【誓約事項】
			1. 1号特定技能外国人(出人国管理及び健民設定法) 関南2.6年政令第3.9号) 別末第10.2の表の特定技能の存留資格(内皮の物定技能の中の下機等) およびある。以下同じ、)をもって在世士を外国人という。を雇用する場合にあっては、当然外国人に従事させる業務が、消耗(手降液、半自動溶液)、発装(企展や装作業、資源等装作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、七上げ(治工及社上げ作業、金型社上が作業)、機械組立、任当道監修作業、数性衝極監修業、プライス整件業、マシニングエング、作業)、人は電気機能は立て(回転電気組立て作業、発出器組立で作業、配電盤、前脚盤組立て(中業、開閉前時器具組立て作業、回転電気組立を保護を開発して(中業)、のいずれかであること。	1. 1 号特定技能外国人 (出人国管理及り離民認定法:(銀和26年政会第319号) 別表第1の2の表め特定技能の任何報告を指するとない。 19 元 19
			2. 2号特定技能外国人(出入国管理及び醴民認定批別表第1の2の表の特定技能の存留資格(同表の特定技能の項の下網第2号に係るものに限る。)をもって任前する外国人をいう。)を雇用する場合にあっては、当該外国人に従事させる表別が解後(干掃後、半日節が後)であること。	2. 2号等定核能外国人(出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定核能の不留資格(同表の特定核能の項の下欄第2所係るものに限る。)をもって在領する外国人をいう。を雇用する場合にあっては、当該外国人に律事させる素務が現後(手術後、手由筋解後)であること。
			3. 特定技能雇用規則において特定技能外国人(旧人国管理及り競民器定治別表第1の2の支充的有定核他の存留 資格をもって在2回する外国人をいう。以下同じ、を労働者派遣事業の選正を運分の職保及び派逐労働者の保 護等に関する法律(明和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではない ことを定めること。	3. 特定技能雇用契約において特定技能や国人(出入国管理及び電長設定法別去第10200次の特定技能の布留 資格をもって在留する外目人をいう、以下同じ、)を労働者派遣主教を設置する運役を定成を派遣労働るの候 護等に関する法律(傾和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではない ことを定めること。
			4. 国土交通省が設置する造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること、又は、特定技能外国人を受け入れたけから4か月以内に協議会の構成員となること。	4. 国土交通省が設置する造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。 又は、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議の構成員となること。
			5. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。	5. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
			<ul><li>6. 国上交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。</li><li>7. 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)~(3)までの</li></ul>	6. 国上交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
			いずれにも該当する登録支援機関に委託していること。	<ol> <li>登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)~(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。</li> </ol>
			(1) 協議会の構成員であること、又は、連給・輸用工業分野に係る19特定技能外国人の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施しる19特定技能外国人を、委託をした特定技能所領機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。	(1) 協議会の構成員であること、又は、造船・舶用工業分野に係る1号物定技能外国人の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する1号物定技能外国人を、委託をした物定技能所属機関が受け入れた日からよか月以内に協議金の構成員となること。
			(2) 協議会に対し、必要な協力を行うこと。 (3) 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。	(2) 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
			(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を	(3) 国土交通省が行う調査メは指導に対し、必要な協力を行うこと。 (注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を
			所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。	所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。
			作威年月日 年 月 日	作成年月日 年 月 日
			作成責任者 9	作成責任者

参考様式 分野参考縣式第7-2号(登録支援機関)	分野参考様式第7-2号 (登録支援機関)
プラーカー フェア	
第7-2号 造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書	造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書
出入国在留管理庁長官 殿	出人国在留管理庁長官 殿
登録支援機関	登録支援機関